

# 青森県報

第八百三十一号

令和六年  
十月二十五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退…………… ( 生活習慣病・対策課 ) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定…………… ( 同 ) …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出…………… ( 同 ) …… 二
- 証紙売りさばきの廃止…………… ( 会計管理課 ) …… 二

### 公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… ( 税 務 課 ) …… 二
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… ( 構造政策課 ) …… 三
- 建設業者の許可の取消し…………… ( 東青地域 ) …… 三
- 右…………… ( 同 ) …… 三
- 右…………… ( 中南地域 ) …… 四
- 右…………… ( 三八地域 ) …… 四
- 右…………… ( 上北地域 ) …… 四
- 右…………… ( 同 ) …… 五
- 右…………… ( 下北地域 ) …… 五

### 公安委員会

#### 正 誤

- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則…………… ( 交通企画課 ) …… 五
- 令和五年三月二十九日号外第二十二号人事委員会中…………… ( 人事委員会 ) …… 六

## 告 示

### 青森県告示第五百五十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 名 称         | 所 在 地           | 指定辞退年月日 |
|-------------|-----------------|---------|
| I&H東青森薬局    | 青森市南佃一丁目二の五     | 令和六・三・三 |
| 医療法人白生会胃腸病院 | 五所川原市字中平井町一四二の一 | 六・九・三〇  |
| いとうメリー薬局    | 青森市西大野一丁目一六の五   | 〃       |
| いたい皮ふ科      | 五所川原市四丁目六七      | 六・一〇・三  |

### 青森県告示第五百五十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定

により公示する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

|    |          |     |                 |      |         |
|----|----------|-----|-----------------|------|---------|
| 名称 | いずみ薬局    | 所在地 | 八戸市大字大工町八       | 指定期日 | 令和六・〇・一 |
| 名称 | まつぎき皮膚科  | 所在地 | 弘前市大字城東二丁目一     | 指定期日 | 〃       |
| 名称 | 白生会クリニック | 所在地 | 五所川原市字中平井町一四二の一 | 指定期日 | 〃       |

青森県告示第五百五十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

|     |        |       |             |              |          |         |
|-----|--------|-------|-------------|--------------|----------|---------|
| 区分  | 指定医の区分 | 氏名    | 名称          | 所在地          | 担当する診療科名 | 変更年月日   |
| 変更前 | 難病指定医  | 山内 宏大 | 弘前大学医学部附属病院 | 弘前市大字本町五三    | 眼科       | 令和六・〇・一 |
| 変更後 | 難病指定医  | 山内 宏大 | たかはし眼科      | 弘前市大字紺屋町二一の四 | 眼科       | 令和六・〇・一 |

青森県告示第五百六十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和六年八月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
三沢市松園町二丁目三の五  
高嶋 寛康
- 二 売りさばき場所  
三沢市松園町二丁目三の五

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

|     |       |       |                   |                |        |         |
|-----|-------|-------|-------------------|----------------|--------|---------|
| 変更前 | 難病指定医 | 山内 一崇 | 青森市民病院            | 青森市勝田一丁目四の二〇   | 耳鼻咽喉科  | 〃       |
| 変更後 | 難病指定医 | 小枝 淳一 | 青森保健生活協同組合生協さくら病院 | 青森市問屋町一丁目一五の一〇 | 内科     | 令和六・〇・二 |
| 変更前 | 難病指定医 | 山内 一崇 | むつ総合病院            | むつ市小川町一丁目二の八   | 耳鼻咽喉科  | 〃       |
| 変更後 | 難病指定医 | 小枝 淳一 | 青森保健生活協同組合生協さくら病院 | 青森市問屋町一丁目一五の一〇 | 内科、精神科 | 令和六・〇・二 |

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県次期税務電算システム導入等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県財務部税務課
- 三 契約の方法  
青森市長島一丁目一の一  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和六年十月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社NTTデータ  
東京都江東区豊洲三丁目三の三
- 六 契約金額  
一億五千七百三十万円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年十月二十五日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

|              |        |                   |               |
|--------------|--------|-------------------|---------------|
| 賃借権の設定等を受ける者 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地           | 賃借権の設定等を受ける土地 |
| 高橋 直巳        | 三戸郡五戸町 | 三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六 |               |

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 大管工業株式会社
- 二 代表者の氏名 大坂高弘
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字諏訪沢字岩田五〇の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二）第一〇〇四九六号
- 五 取消年月日 令和六年九月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業及び造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和六年九月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社未来
- 二 代表者の氏名 市川智子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字羽白字沢田七五三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一〇〇五三六号
- 五 取消年月日 令和六年九月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和六年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社津軽軀体工業
- 二 代表者の氏名 佐藤将則
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城東中央二丁目七の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第八二九〇号
- 五 取消年月日 令和六年八月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年八月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社佐々木興業
- 二 代表者の氏名 佐々木悦郎
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目一七の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第三〇〇五一三三号
- 五 取消年月日 令和六年八月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和六年八月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 小笠原産業株式会社

二 代表者の氏名 村松守

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字千歳森二五二の二

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第八三五八号

五 取消年月日 令和六年八月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

令和六年七月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ヤフク工業

二 代表者の氏名 福山吉秀

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町松原一丁目七三の一〇四五

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第五〇〇六四五号

五 取消年月日 令和六年八月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年四月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 對馬総業株式会社

二 代表者の氏名 對馬真吾

三 主たる営業所の所在地 むつ市荒川町三〇の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第六〇〇二一六号

五 取消年月日 令和六年八月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業、管工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実  
令和六年八月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十五日

青森県公安委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第十二号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（運転者の遵守事項）<br/>           第十六条 法第七十一条第六号の規定により車両の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。<br/>           「一～三 略」<br/>           「号を削る。」</p> | <p>（運転者の遵守事項）<br/>           第十六条 「同上」<br/>           「一～三 同上」<br/>           四 道路において、携帯電話用装置（以下「携帯電話」という。）を使用し自転車運転しないこと。ただし、携帯電話を手で保持することなく、かつ、携帯電話に表示された画像を注視することなく使用することができる場合において、この限りでない。<br/>           「一～三 同上」<br/>           「二号ずつ繰り上げる。」</p> |

|                     |       |   |   |      |     |   |   |  |  |
|---------------------|-------|---|---|------|-----|---|---|--|--|
| 令和五・三・二九<br>号外第二二二号 | 発行年月日 | 区 | 分 | 番号   | ページ | 段 | 行 | 誤  | 正  |
| 人事委員会規則             |       |   |   | 七〇〇等 | 一   | 下 | 三 | 第十二条第二項第二号を次のように改める。<br>二 定年前再任用短時間勤務職員等 | 第十二条第二項第二号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。 |

人事委員会事務局

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

- この規則は、令和六年十一月一日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

正 誤

（発行所・発行人）  
 青森市長島一丁目一番一号  
 青森県  
 （印刷所・販売人）  
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
 東奥印刷株式会社  
 毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十八円九十銭